

令和3年1月臨時会
厚生常任委員会会議録
令和3年1月29日

場 所 第3委員会室

令和3年1月29日(金曜日)

感染症対策室長 有村公輔
こども家庭課長 壺岐秀彦

午前10時32分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員 長	関 師 博 規
副 委 員 長	脇 谷 のりこ
委 員	井 本 英 雄
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	濱 砂 守
委 員	右 松 隆 央
委 員	満 行 潤 一
委 員	重 松 幸次郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	渡 辺 善 敬
福祉保健部次長 (福祉担当)	小 川 雅 彦
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	和 田 陽 市
こども政策局長	矢 野 慶 子
福祉保健課長	山 下 栄 次
部 参 事 兼 衛生管理課長	木 添 和 博
健康増進課長	川 越 正 敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田 部 幸 信
議事課主任主事 三 倉 潤 也

○**関師委員長** ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてです。

お手元に配付しております日程案のとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関師委員長** では、そのように決定いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、福祉保健部からの説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○**渡辺福祉保健部長** 福祉保健部から御審議をお願いしております議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の表紙をめくっていただき目次を御覧ください。

予算議案3件でございます。

もう一枚おめくりいただきまして、1ページであります。議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)」であります。

補正額につきましては、一般会計で歳出予算集計表の下から5行目、1月補正の欄にありますとおり、34億2,768万9,000円の増額をお願いしております。

この結果、福祉保健部の補正後の予算額は、表の一番下の右欄でございますけれども、一般会計と特別会計を合わせまして2,775億6,754

万9,000円となります。

補正の内容についてですが、2ページを御覧ください。

表の一番下、1月補正と書いてあるところの感染症対策休業要請等協力金事業であります。これは、新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等への営業時間短縮要請に伴いまして、市町村と連携して協力金を支給するための経費であります。

お戻りいただき、目次を御覧ください。

報告第1号及び第2号につきましては、令和2年12月及び令和3年1月に行いました専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

○山下福祉保健課長 それでは、お手元の令和2年度1月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

福祉保健課のところ、3ページをお開きください。

福祉保健課の補正予算額は、左の補正額の欄にありますとおり、34億2,768万9,000円の増額補正であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額欄にありますとおり、342億176万4,000円となっております。

それでは、5ページをお開きください。

(事項) 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の説明欄、1の感染症対策休業要請等協力金事業34億2,768万9,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、恐れ入りますが、厚生常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の3ページをお開

きください。

感染症対策休業要請等協力金事業でございます。

1の目的・背景であります。県独自の緊急事態宣言の延長に伴いまして、営業時間短縮要請を2月7日まで延長したことから、延長した期間において営業時間短縮要請に協力した飲食店等の事業者へ協力金を支給することにより、感染拡大の防止を図るものです。

2の事業概要ですが、(1) 感染症対策休業要請等協力金につきましては、協力金を支給した市町村に対し、協力金の10分の9の補助を行うものです。

(2) 感染防止対策事務費補助金ですが、市町村の協力金の支給事務に要する経費につきまして、10分の10の補助を行うものです。

3の事業費ですが、補正額は、表の左から2列目にありますとおり、34億2,768万9,000円あります。財源の内訳は一般財源となっておりますが、全て地方創生臨時交付金を充当することとしております。

その表の下に時短要請の延長分の御説明をしておりますが、要請期間は1月23日から2月7日までの16日間で、要請内容は、営業時間を午前5時から午後8時までの間とし、酒類の提供は午後7時までとするものです。協力金額は1店舗当たり64万円となっております。

4の事業効果ですが、協力金を支給することによりまして、多くの飲食店等の時短要請への協力が得られ、飲食・会食における感染リスクの低減が図られるものであります。

右のほうには、前回もお示ししましたが、1月23日以降の県の対応を記載しております。

なお、延長前の1月9日から22日までの協力金につきましては、専決処分のところで御説明

いたします。

資料の5ページをお開きください。

Ⅱの専決処分の承認を求めることについてであります。福祉保健課分について御説明します。

まず、報告第1号関係の2番目ですが、生活福祉資金貸付事業費の補正であります。

これは、生活福祉資金の特例貸付の受付期間が令和3年3月まで延長されることから、増額補正を行ったところでございます。補正額は、①にありますとおり、6億円でございます。

この結果、補正後の事業費は28億7,600万円となります。

次に、報告第2号関係について御説明します。

1の感染症対策休業要請等協力金事業費の補正であります。

今ほど、補正予算の説明をいたしました。それに先立ちます1月9日または1月11日から22日までの期間に、県下全域の飲食店等に対しまして時短要請を行ったことに伴い、市町村と連携して協力金を支給するための経費として、増額補正を行ったところであります。専決補正額は、①にありますとおり、67億7,316万9,000円でございます。

この結果、補正後の事業費は78億6,619万8,000円となります。

○吉岐こども家庭課長 引き続き、常任委員会資料の5ページにて、こども家庭課の専決処分について御説明させていただきます。

報告第1号関係の1、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の補正であります。

これは、児童扶養手当受給世帯等のひとり親世帯に対して臨時特別給付金を再支給するため増額補正を行ったものであり、専決補正額は、①にございますとおり、8,485万円でございます。

この結果、補正後の事業費は3億9,516万円と

なっております。

なお、県は、市を除く町村分の給付に伴う経費を計上しております。

○函師委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑をお受けいたします。

○右松委員 議案関連というか、新型コロナに関しての質問ということで、よろしいでしょうか。

昨日、えびの市の自衛隊演習場で、これはクラスターということで、事例7ということで…。

○函師委員長 できれば最初は議案についての質疑をお願いします。

○右松委員 わかりました。それでは、議案の後にかがいます。

○函師委員長 議案についての質疑をお願いします。

○井本委員 議場で知事が、県独自の協力金だと言っていましたよね。国が指定した区域でない宮崎県でも出すということ、そういう考えでいいわけですか。

そうすると、それは法律に基づいてやっているのか、この国は法治国家ですからね。法治主義に基づいてやっているのか、裁量があるのかどうか知らんけれども、単に裁量の範囲でやっているのか。その辺はどうなのか。宮崎県のやっていることは、法律に基づいているのか。

○川越健康増進課長 新型インフルエンザ等対策特別措置法の第24条に、県の一般的な県民への要請というところがありますので、それに基づいて緊急事態宣言あるいはそれに基づく時短要請ということで、事業者に対する要請を行っているものであります。

○井本委員 要請は行っているけれど、それに対して協力金を出すことができるようになって

いるのかを聞いてるわけだよ。

○渡辺福祉保健部長 御質問にお答えできていればいいのですけれども、今、基本の部分は健康増進課長がお答えしたとおりで、時短要請をする一般的な根拠は法律にあります。

ただ、それに対して協力金を支払うというスキームが法律上担保されているわけではなくて、あくまで予算上の措置としてなされております。それが国から臨時交付金という形で来て、それを使っているということでもあります。今の御質問の中で、もし今回入っている飲食店の取引事業者のほうを気にされているのであれば、担当課が違うんですけれども。飲食店に対する時短要請に関しましては、一言で言えば、予算上の措置となっております。

○井本委員 別に反対するわけじゃないんだよ。こういうときですからやらなくちゃいかんのだけれど、やっぱり法的なところに不備があるんじゃないかという気がするんだよね。その辺のところをびしっと考えてやらないと。日本は法治国家だから、法治主義に基づいてやるのが本来的な在り方でしょうから。

私は反対するわけじゃないんだけど、今後、将来のことも考えて、ある程度、法整備をしておかないといかんのじゃないかという気がしたもんだから。

○渡辺福祉保健部長 おっしゃるとおりでして、実質的にこれだけの感染症が起こって、新型インフルエンザ等対策特別措置法がこれだけ使われたのは、ある意味、日本の歴史で初めてということもあったんだろうと思います。法律上、なぜ事業者に補償をしない整理になっているかというと、外出自粛とか、ロックダウンに近い措置をするといろんなところに影響が及ぶので、どこの業者にどう補償するか線引きができな

いということがあります。

法律の解説書に書いてあるんですが、今の新型インフルエンザ等特別措置法は、いろんな関係者に影響が及ぶため、特定の者に対する補償は想定されておられません。しかし、実際これだけの事態が起こると、それではとても世の中が回らないということになって、休業の補償ではなくて、協力を求めて、奨励の費用を出さないと実際従ってもらえないという現場の実情から、法律上予定されていなかったんですけれども、予算上、こういうふうに対応していかないとけないという実態がありまして、先ほどお答えしたようなことになっております。起こった現実ともとの法律の仕組みとの間にいろんな課題がございまして、よく言えば柔軟に、悪く言えばもともと法律上そういう仕組みになっていなかったということでもあります。

○井本委員 わかりました。

○徳重委員 この金額の設定の算定基礎というか、どういう形で1店舗当たり64万円という単価を出されたのか、その辺を教えてくださいませ。

○山下福祉保健課長 先ほど部長も申し上げましたけれども、国のほうの予算のスキーム、時短等に関しましては、臨時交付金の中で協力要請推進枠というのがございまして、そこに、積算上、1日当たり4万円を上限にするというところがございまして。期間が16日間でございますので、4万円に16日を掛けたのが1店舗当たり64万円という考え方となっております。

○徳重委員 1日当たり4万円という数字ですけども、これは、店も1人で経営されているところや、あるいは複数あるいは10人以上従業員を雇っていらっしゃるなど、いろいろなケースがあって、いろいろと不平不満も出て

きているんじゃないかと思っておりますが、どう
いう状況が行政のほうに伝えられているのか教
えてください。

○山下福祉保健課長 確かに、委員のおっしゃ
たとおり、今、時短に関するいろんな問合せが
県にもいっぱい来ておりまして、中には個人で
やっていらっしゃるところもあれば、たくさん
の従業員の方を抱えてやっていらっしゃる方も
あって、4万円という金額の捉え方というのは
まちまちでございます。それでは経営上は足り
ないというようなお声もちろんあるわけです
けれども、先ほど部長が申し上げましたが、今
のところ、あくまでも時短要請に対する協力金、
奨励的な意味合いということでありまして、補
償ではないというところで、一律4万円という
ところにさせていただいております。

○徳重委員 もう一つお聞きしておきたいん
ですけれども、協力金という形は理解できるん
ですが、あとは家賃です。家賃は相当な金額に
なるわけで、これも含まれていると理解してい
いますか。

○山下福祉保健課長 この4万円自体につ
いては国から具体的な積算根拠が示されてい
るわけではないんですが、どのように使われる
かというのは、先ほど申し上げたとおり奨
励的なものですので、どの経費の分という
ような仕組みにはなっていないところでござ
います。

おっしゃったように、自分の建物でなければ
家賃等が発生するところですが、そういった
ところにつきましては、ほかにいろいろな家
賃の支援制度もございますので、そういった
ところのいろんな窓口を御紹介しながら何
とか支援していきたいと考えているところ
でございます。

○右松委員 委員会資料4ページですが、1月23

日以降の対応ということで、2月7日まで延長
ということになりました。

その先の話なんですけれども、現在、ステ
ージ4相当ということで、前回の常任委員
会の資料で、病床の逼迫とかいろいろ細
かく全ての数値が出ていましたが、2月7
日以降について、これを見極めながら判
断をするということになります。

国のほうでは、国が緊急事態宣言を出
したところについては2月いっぱいまで
延長するんじゃないかという議論がなされ
ているところですが、本県はあくまでも
県独自の緊急事態宣言の発令でありま
す。これについて、仮に延長するとし
たときの見極めについて、例えば、全
ての指標においてステージ2にならな
ければ延長せざるを得ないとか、今
の段階で指標に対する具体的な延長
の基準があるのかどうか、そこを教
えてもらいたいと思います。

○川越健康増進課長 今委員がおっしゃ
ったように、いろんな御意見がございま
して、基本的には医療の逼迫度合いとか
新規感染者の状況、そういったものを
勘案し、まだしばらく様子を見なが
ら、総合的に判断するというように
しております。委員のおっしゃった、
ステージ3相当なのか、ステージ2
相当なのか、そういった議論も踏ま
えまして、総合的に判断していく必
要があると考えております。

また、専門家のいろんな意見もお聞
きしながら検討していきたいと考
えております。

○右松委員 分かりました。前回延長
した際も、飲食店への影響ができるだけ
少なくなるようにということで、仕
入れ等も含めて、せめて2日前ま
では延長するのかどうか決める
ということでした。

今回も、2月7日ということであ
れば、少な

くとも5日、できればその前にどうするのか判断、決断をされて発表されるということですから、あまり時間的余裕はないのかなというふうに思っています。難しい判断になろうかと思いますが、引き続き、明確なものを持ちながら考えていただければというふうに思います。

○脇谷副委員長 すいません。教えていただきたいんですけど、専決の感染症対策休業要請等協力金事業費の補正が67億円あって、今回の感染症対策休業要請等協力金事業が34億円なんですけれど、これの成り立ちはどう解釈すればいいのでしょうか。

○山下福祉保健課長 まず、専決のほうのときの予算組みの考え方ですけれども、県内に1万3,000店舗ほど飲食業の許可を持っていらっしゃる場所があるんですが、具体的にこの時短の対象となる店舗というのがどれくらいになるかというのは、届出とか許可の要件でございませぬので、県で把握することができません。

ということで、1回目の専決の際には許可件数全体、最大の見積りということで対応させていただいたところでございます。

今回の議案でお願いしている分に関しましてですけれども、実は、夏にも時短等の要請をお願いしており、やっと市町村にどれくらいの件数が上がってきたかがまとまりつつあります。それも今回の件数と必ずしもイコールということにはならないのですが、今回は市町村からの見込みの数字を基に積み上げておりまして、それは全体の件数より低くなっているということで金額が変わってきております。もちろん期間が違うということもございませぬけれども、その辺りが変わってきているところでございます。

○脇谷副委員長 67億円と34億円って結構開きがあるんですけど、これはどういうことなん

でしょうか。

○山下福祉保健課長 期間の違いもございませぬけれども、その前が最大14日間、短ければ12日間ということもありますし、先ほど申し上げた1万3,000店を掛けているというのと、今回は見込みで約6,000店舗というふうに見ておりますので、そういった数字の違いが出てきております。

○脇谷副委員長 すみませぬ。6,000件と1万3,000件の違いということですが、ごめんなさい、ちょっと意味が分からないんですけど。

○山下福祉保健課長 まずは最初申し上げた期間が、今回議決でお願いしているのは16日間になっていますので、1日当たりで計算しますので、まずその日数が違います。前は長いほうで14日間でしたので、まずここで2日から4日、日にちが変わってくるということが1点と、専決のほうは店舗数の見積りが最大1万3,000件でしたが、今回、市町村等からの積み上げで見積もっているのが6,000店舗ということですので、大きくはその2つの違いが金額の差に表れているというところでございます。

○濱砂委員 この一律4万円というのは、各都道府県で全部一緒なんですか。

○山下福祉保健課長 本県のように国の緊急事態宣言に入っていない都道府県に関しまして、我々の調べでは、おおむね4万円ということで支給しているところがほとんどというふうに把握しております。

○濱砂委員 最初に話が出ていましたけれども、各都道府県によって物価の違いもあり、地域の違いもあるものですから、1都3県と比べて宮崎県はどうかというのもあると思います。120万円というのは相当な金額になります。これによって助かる人もおれば、これだけでは店を開けなくてはどうにもならんという人もいるでしょう。

これは全国一律ということで、全国水準に合わせるということで宮崎県も判断したということですね。結構です。

○井本委員 直接的な損害という線引きがしてありますよね。しかし、どうしても間接的に損害が出る人たちがたくさんおりますよね。恐らく、執行部の皆さんは、できるだけ早くやらなくちゃいかんということもあるから、要件を厳格にしているんじゃないかという気がするんだけど、実際に、間接的に影響が広がっている部分についての今後の考え方というのはあるんですか。

○山下福祉保健課長 おっしゃるとおりでございます。緊急事態宣言の発令に伴いまして、いろんな行動要請を県民にお願いしておりますけれども、今回、福祉保健部でお願いしておりますのは、外出自粛と別に、会食とか飲食等、直接、県民の感染の機会、リスクを減らすということでございます。大変申し訳ないんですけども、飲食店等に対しまして営業時間短縮のお願いをしたところでございます。そこに関しまして、先ほどもありましたとおり、奨励的な意味合いで、直接、時短をお願いしているところに協力金をお支払いするという、感染症対策の観点からお願いしているものでございます。

委員もおっしゃったように、関連産業等につきましても影響が非常に大きいというのは、県としても認識しているところでございますので、今回、商工建設常任委員会で、関連業種やその他の消費喚起に関する事業をお願いしております。県全体では、そういう形でバランスといたしますか、両方に目配りをしながら進めさせていただいているところでございます。

○井本委員 わかりました。

○右松委員 1店舗当たり64万円ということで、

これは実際の飲食店の社長の声なんですけれども、店舗ごとにやってもらったのは大変ありがたいという声を頂いています。事業所、会社ではなくて、店舗ごとにやっていただくことに関して感謝をされていまして。というのは、事業規模によって、支援金のバランスをどう取っていくかというのは非常に難しい問題だと思います。そういった意味では、今回の店舗ごとというのは、それにぎりぎり沿う形になっているのかなと思っていますので、そこは代弁をさせていただきたいと思います。

一方で、飲食関連事業者、これは商工政策課のほうですけども、これについてはあくまでも事業所ということになっています。例えばタクシーに関しては、ものすごい数を持っているところもありますし、個人タクシーのところもありますので、そういった意味でのバランス、そこは非常に判断が難しいところですけども、今回の飲食店についてはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○脇谷副委員長 先ほどの件ですけども、補正と実績の差額は、また別の事業に充てることのできるものなんですか。感染症対策休業要請等協力金事業費というふうに載っていますが、ほかの事業にも充てられるのかということです。

○山下福祉保健課長 専決と今回の議案でお願いしている分につきましては、あくまでも協力金として、4万円掛ける店舗掛ける日数と市町村事務費ということでお願いしておりますが、県としての用途ということですかね。

○脇谷副委員長 そうです。

○山下福祉保健課長 それでしたら、この用途に限定してということになります。

○脇谷副委員長 だから、実績以外に何かほかにも回すことはできるのか、プラスして何か

できるのかということなんですけれども。

○山下福祉保健課長 専決もそうですけれども、今回お願いしておりますのは協力金の使途でございます。もちろん、財源としては、先ほど申し上げました地方創生臨時交付金の協力要請推進枠でして、時短要請に使うための予算を活用しておりますので、時短要請のために使うものと考えております。

○脇谷副委員長 分かりました。

○濱砂委員 予算が残ったらどうするの。国に返すの。

○山下福祉保健課長 一般的な話になりますが、この協力金の予算ということであれば、補正減等の対応というのが原則だと思います。もちろん何かの事態が生じて補正をお願いすることは考えられますが、先ほどから申し上げておりますとおり、財源が一般財源でありますし、地方創生臨時交付金という大枠ではありますけれども、国からの協力金に使うための枠を活用することにしておりますので、いろいろな制約等はあるかと思えます。

○濱砂委員 当初の見込みと、現実に必要な協力金と、その差がもしあった場合、残額はどうかという話です。

○山下福祉保健課長 すみません。そこは一般論にならざるを得ないと思いますが、これは仮の話ですけれども、協力金に関しては、今後さらに時短を延長することがあるとか、年度中に再度何かの経費がかかるということであれば、その経費等に充てるということは想定はされます。しかし、現状は今の期間のものでございすし、あくまでも今回の時短のために使うということで、もし執行残が発生しましたら、補正減の対応が原則である思っております。

○脇谷副委員長 資料の5ページですが、ひと

り親世帯臨時特別給付金給付事業費の補正は、町村分とおっしゃいましたが、宮崎市は別としても、ほかの市も別ということですか。

○壱岐こども家庭課長 県内9市の分については、9市それぞれに予算が計上されております。県は、町村分のみ予算の計上となっております。

○脇谷副委員長 2番目の生活福祉資金貸付事業費の補正についてはどうなんでしょうか。これも町村分ということですか。

○山下福祉保健課長 生活福祉資金貸付事業に関しましては、県の社会福祉協議会が実施主体になっておりまして、そこから直接、県内市町村全ての申請者にお金が行くことになっております。

○脇谷副委員長 分かりました。

○徳重委員 聞くところによると、非常に厳しい状況の中、このまま店は継続できないということで、12月末をもってもう店はやめようということをかかり耳にいたします。もうこのままでは続けられないというようなケースが市町村でかなり出ているんじゃないかという気がするんですが、この協力金との関係で、そこ辺はどう捉えていらっしゃるのか。

○山下福祉保健課長 12月までで閉められた店舗ということですが、恐らく、コロナの影響等で、全国的に営業等を続けられない店舗がたくさんあるという話は私も耳にしております。そういう方に対しましては、必要に応じて、我々の生活・福祉的な支援あるいは商工関係の支援ということで支援してまいりたいと思っております。

ただ、今回の時短の要請に関しましては、あくまでも緊急事態宣言を発令した日に営業をされておられて、そこから時短をされるという店

舗が対象になっておりますので、もう既に閉じられている店舗等は対象にならないということになっております。

○**図師委員長** 議案について、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**図師委員長** それでは、議案以外で質疑はございませんか。

○**右松委員** 昨日、えびの市の自衛隊演習場で5名の感染者が発生して、クラスターの事例7として公表されました。このクラスターの定義についてですけれども、例えば、一番多い宮崎市は別にして、県でいくとスポーツクラブで37名出ています。それから、介護施設等でも十数名出ていますよね。えびの市で5名というのをクラスターにしたと、このクラスターの定義というのは、人数で判断されているのか、感染の拡大の流れでクラスターとしているのか、この定義が明確であれば教えてもらいたいと思います。

○**有村感染症対策室長** 定義でございますが、令和3年1月8日付で国立感染症研究所の感染症疫学センターが、「患者クラスター（集団）とは」という定義をしております、「リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群を指す」という定義づけに途中で変更されております。

したがいまして、それまでは同一空間とかそういうもので明らかにその集団というもの、そこからクラスターが続発するようなもの、そのおそれがある場合にはクラスターとしておりましたが、今回1月8日に、リンクが追える集団として確認できた陽性者の一群、一つの群れを指すということになりましたので、今回、霧島の演習場で5人以上の確認ができましたところから、自衛隊とも協議しまして、そのように

公表させていただいたところでございます。

○**右松委員** リンクが追える集団というのは分かります。当然のことだと思います。先ほどの室長の話ですと、5人以上ということで定義されているんですか。それでよろしいですか。

○**有村感染症対策室長** 5人とか、6人とか、3人とか、2人とか、人数に関しては定義づけはなされておられません。夏に本県でもクラスターが続発したときに、厚生労働省のチームが参ったときも、2人以上でクラスターであるというような説明もございました。しかしながら、本県では国の定義に書いてあるとおりに運用をしたいと考えております。

他県では、国の様々な専門家の先生が、いろんな論文とかそういったもので5人と記載されているものを運用されているところもございませぬ。一つの目安にはなろうかと思っておりますが、我々としては、先ほど申し上げました国立感染症研究所の一つの群れ、一群を指すというところで定義を引っ張ってきているというところで御理解ください。

○**右松委員** 今の説明だと、正直申し上げて、人数的なものも含めて、なかなかはっきりとした明確性のあるものはちょっと見当たらないという気がします。実は、我々委員の中でクラスターという定義ってなかなか明確になっていないよねという話をしたところでしたので、再確認させていただきました。

やっぱりクラスターって、インパクトがものすごく強いんですよ。宮崎市でも介護施設でクラスターが発生しました。ようやく感染も下火になってきて、感染者数も昨年の12月末以来の1桁、4名という数字が出ました。その翌日にクラスターだったと思うんですけれども、クラスターというのはものすごくインパクトが大きい

いので、できればクラスターというのはどういった定義によるものなのか、やっぱり明確な定義があると我々も理解しやすいなと思ったので聞かせていただきました。そこは県の判断で、それに対して云々言うつもりは全くありません。ただ、明確な定義があるといいかなと思います。

国に準ずるといふところもあり、リンクが追える集団というのも、それは当然の話だと思いますから。分かりました。これはもう終わります。

それから、自民党の委員の中で話し合っ、私が代表していいのか、井本委員から話されるのか……、実は、今回の無症状の高齢者施設職員を対象とした新型コロナウイルスに関する検査の緊急実施については非常に評価させていただいております。全国で実施しておりますので、本県もこれにしっかりと取り組むことに関して高く評価させていただきたいと思っております。

お伺いしたいことはその中身についてでございますが、今回、長寿介護課から緊急実施について、各施設に通知を出されています。それでいくと、延岡市の定員30名以上の有料老人ホームが検査対象施設になっています。有料老人ホームが全体で41か所ある中で定員30名以上が26施設ということで、ある程度限定して、感染が多いエリアを選定とかいろいろ工夫されて、絞って、かつ、できるだけそれを精密に、しっかりと検査していこうという姿勢だと私は認識していますので、県が委託した検査機関のほうに出されることに関して、私はこれは評価をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、この流れなんですけれど、厚生労働省の感染症対策推進本部から都道府県に検査方法についての通知が出ています。この検査方法でいくと、推奨する第一段階としては、複数

の検体を混合して同時にPCR検査等を実施する検体プールの検査法というのが出ています。その先に、今回、宮崎市が取り組もうとしている、結果が陰性だった場合も、感染予防策の継続を徹底すること等の一定の要件下における無症状者に対する抗原簡易検査キットの使用ということが出ています。あくまでも、やっぱり第一段階としては検体プール検査でやってもらいたいという趣旨なのかと私は感じました。この検体プール方式だと、行政検査として国が全部費用を負担するという通知も併せて出ています。

本当に日々、いつ自分の身に、自分の施設にウイルスが入ってくるか分からないという危機感の中での、こういった検査の実施というのは非常に重要な取組だと思っています。

そこで、今回、県が延岡市で実施する検査に関しては、検体プール検査方法でいかどうかを確認をさせていただきたいと思っております。

○有村感染症対策室長 1月22日付で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から事務連絡が出ております。委員の御質問は、こちらの検査方法についてのことと理解しております。

プール法については、この中でうたっております。例えば、検査対象者5名の唾液を1検体として検査していくということになれば、これまでの数の5倍の検査ができるので、非常に効率的に検査ができるというような特徴もございます。

しかしながら、偽陰性を導き出すといったリスクもあるということもございまして、我々も様々な評価を考慮しました。今回の緊急実施については、プール法も、それから先ほど出ました宮崎市の抗原定性試験法も比較しながら検討

しました。

緊急実施でございますので、一番効果的なものとして、抗原定量検査を実施することが、長寿介護課の事業として御案内されたところでございます。

○右松委員 分かりました。検体プール検査、これはやはり検査時間、それから費用が効率化されることが一番長所でありまして、それで陰性なら全員陰性だと。それから、陽性が出た場合は改めて一人一人検査をしていくという内容なんです。だから、そこの部分に関して国の通知が出ていましたから、どうされているのかなと思って先ほど話を聞いたら、抗原定量検査ということで承りました。

抗原定量検査と、もう一つ、抗原定性検査があるわけございまして、宮崎市は定性検査になっています。これは、検出には一定以上のウイルス量が必要になってきますよね。定量であれば、より少ない量のウイルスで検出できるということになります。ですから、少なくとも宮崎市がやっている抗原検査キット、定性検査よりは、偽陰性なり偽陽性なり、この辺の確率は宮崎市より少ないのかなと理解していますので、そこはそう受け止めました。

一方で、今朝の宮日新聞に出ていましたけれども、今回、宮崎市がかなりの数を検査します。これは、サービス付き高齢者向け住宅200施設に勤める職員約3,500人を対象に2月から抗原検査を行うということで、キットを使って看護師の資格を持つ市職員らが検査に当たるということです。非常にマンパワーが必要だし、もしこのやり方で全て検査するとすれば、一気にできるのかなと感じたところです。この辺は、偽陰性なりが気になるところであるんですが、県として市のほうに国の通達については当然出されて

いると思いますが、これはどういう検査をするかについては、宮崎市から県に対して話があったんでしょうか。定性検査になるということについて。

○渡辺福祉保健部長 一言で言いますと、宮崎市とは事前に相談をしております。その置かれた状況により、いろいろメリット・デメリットはあるので、今お伝えしたように、何がベストかの判断は難しいです。ただ、置かれた状況によって、それぞれ考えて、お互い情報も共有して、これでいこうというふうにしております。

外から見ると、手法が違うので何かばらばらにやっているように見えるかもしれないんですけども、連携して相談した上でこういう形にしております。シンプルに言い換えますと、宮崎市の場合は、まだ保険適用分では一部陽性が出ている。言い方を換えると、自分が陽性であることに気づかずにその辺にいる可能性があって、それが高齢者施設関係者となるとクラスターも起きているということで、やっぱり感染のリスクが薄く広くあるので、抗原定性、簡易キットで広く検査をやろうと。延岡市については、まだ感染の拡大の入り口なので、きちんと制度を確認してやろうということで、いわば、すみ分けをしてやるという整理になっているものでありまして、そこは御理解をいただきたい。外目に見ると違うように見えるんですけど、そこは連携し確認をした上でやっているということです。

ここは特に強調したいと思いますが、発表のときの説明でも申し上げましたし、委員の皆様、また県民の皆様にも御理解いただきたいのは、先ほどのプール法しかり、いろんな手法で、なぜ今までずっと高齢者施設でこういう検査をすぐにやらなかったかという、これに対するデ

メリットがやっぱり専門家の声でありました。それは、これをする事でかえって関係者が緩むんじゃないかと。実際、これはもう厳しい例なんですけれども、とある関係者が会食に行つて、心配だから自費でPCR検査を受けて、陰性だと思っていたら、実際陽性だったというケースがありました。そういうのを誘発してはいけないと。せつかくやるのに誘発はしてはいけないということもあって、非常にぎりぎりのところで。あんまりそっちを言い過ぎると、特定個人の非難とか県民のせいにしてしまうというニュアンスもあるんですけれど。

ただ、先日実例を示したように、実際に本当に起こっている実例もあって、ぎりぎりの兼ね合いの中で、今、地域の特性に応じた検査手法をやっているということと、そのタイミングや実施に当たっては、県民の変な意味での緩みにつながらないようにすると。その2点をきちんと押さえた上で、今、このようなタイミングややり方になっているということは御理解いただければと思います。

○右松委員 ありがとうございます。先ほど話しましたように、やはり精度からするとどうしても劣る形ですが検査キットで陽性者が出た場合、この先のPCR検査で再検査をするのかどうか。それとも、もう陽性ということで決めていくのかを伺いたいと思います。

○有村感染症対策室長 これはあくまで宮崎市から聞いた話としてでございますけれども、そのような事例が出た場合には、PCR検査を実施して確認します。そして、検査で確定されれば積極的疫学調査に発展してまいります。それは、県の場合も同様でございます。

○右松委員 分かりました。県と宮崎市との間で事前にしっかりと協議しているということで、

ほつとしたところでございます。

それから、最後にもう一点お聞きしますが、国のほうで全額費用負担をするのはプール方式だと思いますけれど、今回、宮崎市が1,980万円の予備費を使うということです。先ほど国の交付金を活用させていただくということでしたが、その辺は、宮崎市のほうには伝えているのか。その辺りを、もし、宮崎市と話し合っているのであれば教えてください。

○川越健康増進課長 基本的には、県が実施する検査については、2分の1の国庫補助を活用して行います。宮崎市が行う抗原定性検査キットによる検査については一般財源ということです。ただ、その財源を、一般財源の中で例えば臨時交付金を充てるのかどうか、そういったところは宮崎市のほうで検討されていると考えています。

○右松委員 分かりました。まずは一般財源を使って、国の交付金を適用するかどうかはその後に話すということで理解させていただきました。

○満行委員 予防接種は大変心配しているんですけれども、まだ今までやったことがない事業で、とりわけ窓口である市町村は大変だろうと思うんですが、現時点で、国からやり方について示されているのか。

この前、川崎市で、厚生労働省と実験をやっていたんですけれど、どう見ても集団接種だなと思っているんですけれど、そういう方法というのが概略でも国から来ているのか。その辺りはどうでしょうか。

○川越健康増進課長 国からは、随時、手引きなり市町村に対するウェブ説明会が行われておりまして、市町村でも具体的に、特に委員のおっしゃったような接種体制と接種会場、これをど

うするのか検討していただいているところです。集団にするのか、個別にするのか、集団と個別を組み合わせるのか、それぞれ検討を進められていると聞いています。小さな町村は集団で一遍にやったりとか、もう検討は進んでいるようですけれども、やはり大きな市になると、検討中というところが多いとお聞きしています。

県も、薬務対策室あるいはワクチン接種のプロジェクトチームを通じまして市町村と随時意見交換を行っておりまして、市町村での円滑な実施に向けて支援をしていきたいと考えているところです。

○満行委員 和田次長は御存じでしょうけれど、予防接種の事故でことごとく国が敗訴をして、最高裁で確定をし、集団接種はもう断念をし、個別接種に移行したという歴史があるわけです。だから今は、予防接種は医療機関でやっていただいているわけなんですけれども、市町村で、もう予防接種という業務が、直営でやっている集団接種というのがないので、そういう経験者もない状況で、完全にもう医療機関にお任せという状況です。その辺のノウハウとか手引きとかいうのがあるということだったんですけれども、どの市町村も、大変戸惑いがあるだろうと思うんです。初めてのワクチンでもあるし、そういう混乱がある、事故の心配にも備える、そういうものも手引きにあるのかもしれないですけれども、国のスケジュールに従って市町村は準備をするということになるんだろうと思うんですが、今課長がおっしゃったように、ワクチンがいつ届くのか、どういう種類のワクチンなのか、保管方法とか、考えればもう相当大変な作業というか、現実的な実施に向けて課題がたくさんあると思います。前回も申し上げましたが、ぜひ円滑に予防接種ができるように市町

村ともしっかり連携を図っていただいて、スムーズな体制ができるように要望しておきます。

また、機会がありましたら、もっと具体的なお話をお聞きしたいと思います。

○右松委員 満行委員の関連なんですけど、ワクチンの安全性と効果について、できればエビデンスがあればそれを県が広報することによって——最初の頃は自分はワクチンは打ちたくないとか、そういう声もありましたよね。今の世論がどういうふうな動きになっているか、最近は何分りませんが、県が県民に対して広報してもらうのが一番いいんですが、それができなければ、せめて国のほうに、そういったエビデンスなり、数字的なもの、これを出してもらうことによって、ワクチンに対してより前向きに取り組めますし、接種できると思います。その辺は、なかなか時間的なものもあるし、一気に進めようとしていますので——工程を見ましたけれども、我々一般の県民は6月頭だったような——その辺はどうでしょうか。安全性なり効果というものをどう県民に広報していくのか、教えていただけますか。

○有村感染症対策室長 委員のおっしゃるとおり、薬剤については、医薬品にしる、ワクチンにしる、作用と副作用——ワクチンの場合は副反応と申しますけれども、必ず負の部分もございます。そちらの両方を示しながら、これまでのワクチン行政においても同様のことをやってきておりますので、効果と副反応の両方を、県の情報発信の場や、ホームページ等を利用しながら進めてまいりたいと思っております。

○川越健康増進課長 今、室長が申し上げましたように、現在、薬事審議会でも承認に向けた手続が進められていると承知しております。来年度予算のことになるので、ここで話はなかなか

か難しいですけれども、県といたしましても広報あるいは相談体制、そういったものはしっかり体制を整えていきたいと考えております。

○右松委員 分かりました。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○函師委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午後1時9分再開

○函師委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決についてですが、採決の方法につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 それでは、一括で採決をいたします。

議案第1号、報告第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、報告第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

午前中にいただいた御意見等をふまえて作成しました委員長報告骨子案を机上に配布しておりますので、御一読ください。

それでは、委員長報告につきましては、この

内容をベースにいたしまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○函師委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時12分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 関 師 博 規